

「京都らしさ」、「地域らしさ」を問う

金澤成保（大阪産業大学）

1. はじめに

「重要な眺望景観・借景の保全」、「高さ規制のダウンゾーニング」、「屋外広告物の規制」、「全市域的規制の導入」、「個別建築物のデザイン規制」を柱とする新景観政策を京都市が導入しました。

この景観政策を市民のものとして役立てていく観点から、政策がスタートしたこの時機に、「実践的」、「建設的」な議論を深めるとしたら、つぎの点がとくに重要と考えられます。

市民や事業者等が建築行為に際して実際に関わるのは「建築物等のデザイン基準」（以下「基準」）ですから¹、「基準」そのものの評価、枠組みの中で何ができ何ができないかなど、建築論的、デザイン論的検討が必要なのはいうまでもありません。

同時に、「基準」とその理念・方針をまとめた「京都市景観計画」（以下「計画」）の不十分な点を見つけ出し、さらに多様な視点、たとえば歴史・文化、都市デザイン、ランドスケープなどから、考察と提言もおこなうことが必要と考えます。とくに、「京都らしさ」とは何か、それぞれの「地域らしさ」をどうとらえるべきかを整理するべきだと考えています。この稿で、まず新景観政策を評価し、そのことについて私見を述べてみたいと思います。

2. 新景観政策に対する評価

基本的に支持

京都市による新景観政策の導入は、経済優先・規制緩和に傾斜したこれまでの都市政策を方向転換させるもので、京都市のみならずわが国の今後の景観形成とまちづくりにとって大きな礎となるものと期待し、基本的に支持します。

不十分な点

しかし、細部を見るといくつか不十分といえる部分があります。それらは、おもに次の点にまとめることができると思います。

- ・「大景観」は主要な眺望景観の規制、建物単体は「基準」で担保しているが、街並み景観、周囲の山並み、川など「近・中景観」の景観形成に関する指針が足りない。
- ・「地域らしさ」、いいかえれば地域性、場所性の記述が不十分で、共有される地域イメージがなされないまま、単体の建物がつくられる。
- ・建築単体のデザイン規制のみが書かれ、「街並み」として「集団」としてどのような「作法」でまちづくりを進めるべきか具体的に書かれていない。
- ・一律の面的規制を図っているため、特別な景観規制を必要とする地区や眺望が埋没する結果となっている。
- ・“京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成を基本目標としているが（「計画」第1章 全体計画 第1 基本方針）、実際のデザイン規制では、勾配屋根と「和風」の導入に偏っている。

3. 「京都らしさ」とは

「京都らしさ」は、「和風」だけに集約するには余りにも多様で豊かな概念だと考えます。京都の長い歴史の中に、山河の美しさと四季の取り込み、伝統の継承と創造、品格と洗練、雅と侘び寂びなどのデザイン文化を読み取ることができます。

また、つねに先進的な技術や思想を取り込み、みずからの文化として活かし育て、発信してきた歴史を振り返ることができます。中国文化をもとに国風・王朝文化を築き、仏教を取り入れ独自の**仏教文化**を育て、洗練されたデザインと高度な技術にもとづく手工業の発展、**町衆文化**にみる**自立・自存の伝統**を育んできました。明治に至っても当時の先端にあった**近代のデザインや技術**を積極的に取り入れています。

京都市の景観形成には、こうした多様な「京都らしさ」を反映させ、進めていくことが必要と考えます。

4. 「地域らしさ」とは

「地域らしさ」とは、その地域の歴史・文化、風土の特徴、街並みや建造物、産業、そしてその地で得られる独特の眺望や「ビスタ」があると思います。

「地域らしさ」を具体的に考えるために、調査を実施した花園・御室地区を対象として、まず、「計画」にどのような景観形成の方針が書かれているかを把握した後、とくに歴史・文化、眺望に着目して調査結果をまとめてみることにします。

1) 「地域らしさ」に乏しい「計画」の指針

花園・御室地区は、寺社、名勝地およびその周辺を風致地区とし、その他大半の市街地を「山ろく型建造物修景地区」に指定している。「計画」に示される花園・御室地区の「山ろく型建造物修景地区」の景観形成の方針は、以下のとおりである。

3階部分の壁面後退、勾配屋根、塀・植栽の設置、自然素材色の利用、和風基調の意匠等、他の地区とおおむね共通する形態意匠に関する規定をもっているが、建築物のデザインに際して考慮すべき、この地域固有の歴史や文化、地域イメージの提供に不十分といえます。

山ろく型建造物修景地区

(前略) 山ろく型建造物修景地区は、その多くが風致地区と接しているため、自然風景との調和を図りながら、景観上は風致地区と整合性を図るため、3階以上の壁面を1, 2階の壁面より十分に後退させることにより、周囲への圧迫感を低減させる。また、道路等の公共空地に面しては、周囲の景観に配慮した塀や植栽等を設置するように誘導する。

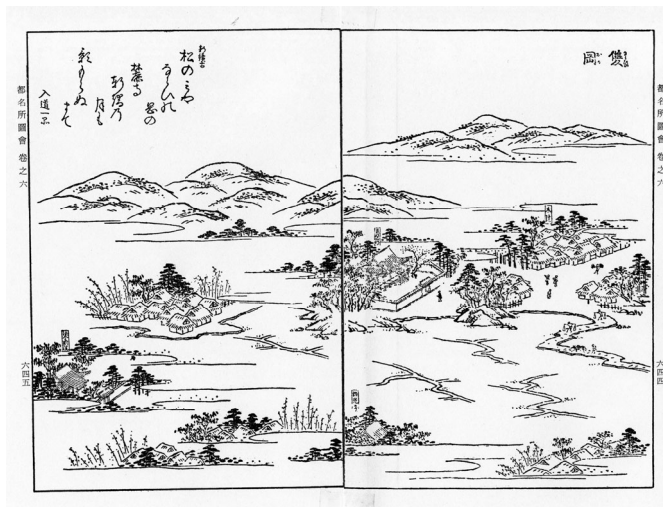
<北山>

北山の山ろく部には、世界遺産の鹿苑寺(金閣寺)、賀茂別雷神社(上賀茂神社)等があり、その周辺は山ろくの自然景観に調和する良好な景観を形成する地域である。また、山々の内縁部には戸建住宅を中心とした良好な住宅地が広がっており、良好な景観を形成すると共に住環境の維持向上が必要な地域である。

このため、建築物は、特に世界遺産等の周辺において、勾配屋根を設け、壁面の色彩を自然

との調和を旨とする暖色系の自然素材色とするなど、和風基調の町並み景観を形成する。

2) 花園・御室地区の「地域らしさ」の把握



双ヶ丘（「都名所図会」より）

地区の歴史・文化に関する史料・文献、衛星写真・市街地地図を活用した現地調査の結果のエッセンスをまとめると、「地域らしさ」として以下の点をあげることができます。

- 北山山系の南麓に広がる洛外西方の田園の地
- 仁和寺、妙心寺、竜安寺など大刹の建立、王朝文化と仏教文化の融合
- 上皇の離宮や貴族の山荘、文人の庵が営まれた隠棲、無常の地
- 仁和寺周辺、双ヶ丘西に良好な邸宅地、その他は一般住宅地

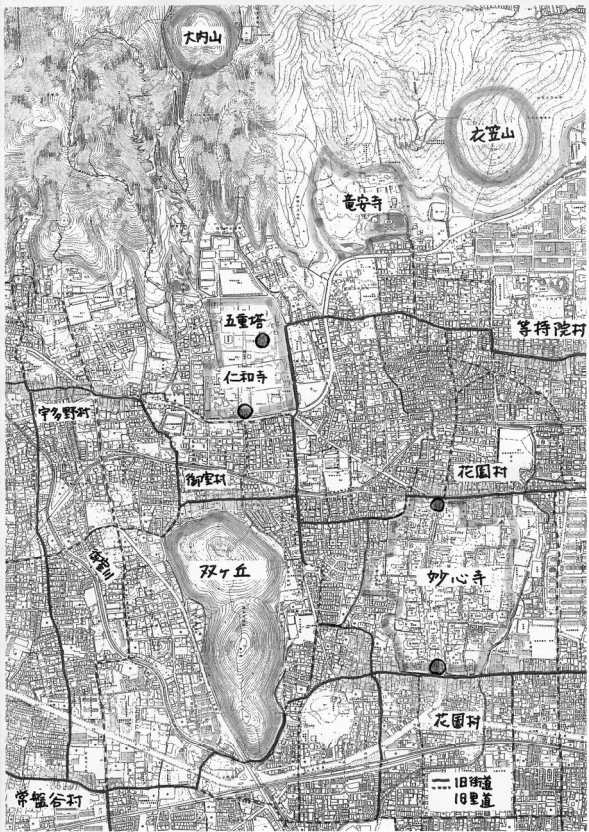
「更級日記」に、双ヶ丘を記して、

東は野のはるばるとあるに、東の山ぎはは、比叡の山よりして、稲荷などといふ山まであらはに見えわたり、南はならびの岡の松風、いと耳近う心細く聞えて、内にはいただきのもとまで、田といふものの、ひた引き鳴らすをとなど、ぬ中の心ちして、いとおかしきに、月のあかき夜などは、いとおもしろきを、ながめ明かし暮らすに、知りたりし人、里とをくなりてをともせず。

とある²⁾。

3) 花園・御室地区の尊重すべき眺望景観

文献・現地調査の結果をふまえ、花園・御室地区で、とくに尊重すべきと考えられる眺望景観をあげると、つぎのものになります。



花園・御室地区の尊重すべき眺望景観

<山>

衣笠山：

京都の代表的葬送の地、傘を伏せたような秀麗な小山³

大内山：

別名御室山、麓の仁和寺に上皇御座所が営まれ、禁中・内裏を意味する大内の名が冠された美しい小山⁴

双ヶ丘：

国指定名勝、周辺は、天皇の遊獵地、山麓には貴族の山荘が営まれた

<河>

御室川：

鳴滝川、古くは西河ともいう、地域の主要河川

<歴史・文化>

仁和寺門前・五重塔、

妙心寺北門前・南門前

つぎに、それぞれの概況と課題を整理します。

4) 山への眺望景観<衣笠山>

- ・お椀を伏せたような優雅な山形
- ・店舗のデザイン、看板、電柱が眺望景観にそぐわない
- ・3階建ての建物でも、その近くでは、山への眺望をそこねている



立命キャンパスの南から



妙心寺北門に向かう近隣商業の通から

5) 山への眺望景観<大内山>



仁王門の内より中門、大内山を臨む

- ・仁和寺境内からのみ見える「禁中の山」
- ・左右にも秀麗な小山、霊山

6) 山への眺望景観<双ヶ丘>

- ・双ヶ丘は、名勝であるとともに、身近なみどりと山
- ・山並みへの眺望に配慮の欠けた建物の高さやデザイン



法金剛院山門とともに見える双ヶ丘



建物の高さ・デザイン、駐車場に配慮がない

7) 河沿いの眺望景観<御室川>



川側がウラとして扱われ、景観への配慮がない



駐車場とフェンスが殺伐としている

- ・御室川は、小河川ながら地域の貴重な水辺・オープンスペース
- ・川景観を尊重した景観づくりへ
- ・地元によるみどりの育成を

8) 歴史・文化の眺望景観<仁和寺門前>



仁王門を西から臨む



門前の店舗、ややボリュームが釣り合い

- ・主に勾配屋根の建物が並ぶが、なお歴史的景観に対する配慮が不十分
- ・東南からのアプローチである周山街道の景観は、混乱している

9) 歴史・文化の眺望景観<仁和寺五重塔>



仁和寺西の邸宅地から臨む

- ・五重塔を眺望できる地点は貴重
- ・J R花園駅からの遠望、仁和寺西からの近景のみ

10) 歴史・文化の眺望景観<妙心寺北門前>



北門周辺を東から見る

- ・北門前は街道沿いの旧集落で、わずかに残る民家と敷地割りが昔をしのばせる
- ・近隣商店街の呈をなし、妙心寺の歴史的・文化的景観にそぐわない



北門越しに正面に見える建物

11) 歴史・文化の眺望景観<妙心寺南門前>



南門から妙心寺通を東に見る



参道に残る民家

- ・昔ながらの門前町の趣をのこす
- ・修景による、歴史的町並み景観再生のポテンシャルがある
- ・幅の広い参道の修景による演出ポテンシャルがある

5. おわりに

景観形成、まちづくりは、行政から与えられる「計画」や「基準」だけではなく、市民や企業みずからが協調してつくりだす、不文律の

「作法」や成文化された協定、憲章、あるいは地区計画の導入など、市民・企業の主体的な関与・参画が、当然のことながら必須です。そのための枠組みや制度づくりも、課題となります。

「京都らしさ」については、今後議論を深め、景観政策に反映させていくことが必要だと思えます。「基準」の指定地域ごとに、何を重点にデザインすべきかを提示することが考えられます。例えば都心部幹線地区「田の字」の沿道は、創造、品格と洗練を重点に、「山ろく」地区は、山河の美しさ・四季の取り込み、伝統の継承（和風）、品格を重点に、などです。

「地域らしさ」については、花園・御室地区の調査の結果をふまえれば、つぎの点が課題となると思われます。

- ・ 地域ごとに風土、歴史と文化、市街地の特性の整理・公表を
- ・ 歴史的・文化的に重要な山河と社寺への眺望を尊重した景観づくりを
- ・ 建物デザインの面的規制に加え、眺望景観が重要な地区の景観規制誘導を
- ・ そのために、主要社寺周辺、旧街道、旧集落などに対する伝統的景観の全市的調査を

具体的には、「京都らしさ」のとらえ方と指定地域への適用、「地域らしさ」のとらえ方、それらをまとめた冊子の作成と配布、建物計画への反映指導、地域情報データベースの整備と公開などの提案をすべきだと思います。

¹ 「建築物等のデザイン基準」冒頭に、「景観法第61条に基づき、都市計画に定める景観地区内の建築物の形態意匠の制限を以下のとおり定める。」とある。

「京都市景観計画」は、「本計画に記載されたものを望ましい基準として、市民、事業者等の理解を得つつ、活用する」（第3章 市街地景観整備に関する計画 第1 市街地景観整備に関する方針）とある。

² 兼好法師が双ノ丘西麓に住んでいたといわれる。「兼好法師集」に、「ならびの岡に無常所まうけてかたはし

に桜を植ゑさすとて」、「契おく花とならびの岡のへにあはれ幾世の春をすぐさむ」の歌がある。

³ 「くれなゐの衣笠岡のいはつつじ日影さしてぞいろまさりける」藤原為家（夫木抄）、「神まつるきぬかさをかの岩ね松ひさしくたてりときはかきはに」前大納言隆房（夫木抄）などの歌がある。

⁴ 「大和物語」に、「しらくもの九重にたつみねなれば大内山といふにぞありける」とある。他に、「九重にたつしら雲と見えつるは大内山のさくらなりけり」前斎院出雲（詞花集）の歌などがある。